品目横断的な品質表示基準

1.生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)

(適用の範囲)

第1条 この基準は、生鮮食品に適用する。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用	語	定	義	
生鮮食品		加工食品(加工食品品質表示基準(平成	12年3月31日農林水産省告示第5	
		13号)第2条に規定するものをいう。)以外の飲食料品として別表に掲げる	
ものをいう。				
小売販売	業者	販売業者のうち、一般消費者に生鮮食品を販売するものをいう。		

(表示事項)

- 第3条 生鮮食品の品質に関し、販売業者(販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。)が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産(採取及び採捕を含む。以下同じ。)し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。
 - (1) 名称
 - (2) 原産地
- 2 特定商品の販売に係る計量に関する政令(平成5年政令第249号)第5条に規定する特定商品であって容器に入れ、又は包装されたものについては、販売業者がその容器又は包装に表示すべき 事項は、前項各号に掲げるもののほか、内容量、販売業者の氏名又は名称及び住所とする。

(表示の方法)

- 第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。
 - (1) 名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。

(2) 原産地

次に定めるところにより事実に即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあっては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア 農産物

国産品にあっては都道府県名を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、都道府県名又は原産国名の記載を省略することができる。

イ 畜産物

国産品(生体を輸入した日から牛にあっては3月、豚にあっては2月、牛又は豚以外の家畜にあっては1月以内にと畜して生産したものを除く。)にあっては国産である旨を、輸入品(生体を輸入した日から牛にあっては3月、豚にあっては2月、牛又は豚以外の家畜にあっては1月以内にと畜して生産したものを含む。)にあっては原産国名を記載すること。ただし、国産品にあっては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

ウ 水産物

- (ア) 国産品にあっては生産した水域の名称(以下「水域名」という。)又は地域名(主たる養殖場が属する都道府県名をいう。)を、輸入品にあっては原産国名を記載すること。ただし、水域名の記載が困難な場合にあっては、水揚げした港名又は水揚げした港が属する都道府県名をもって水域名の記載に代えることができる。
- (4) (ア)の規定にかかわらず、国産品にあっては水域名に水揚げした港名又は水揚げした港が 属する都道府県名を、輸入品にあっては原産国名に水域名を併記することができる。
- (3) 内容量

計量法(平成4年法律第51号)の例により表示すること。

- 2 前条第1項に規定する事項の表示は、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所にしなければならない。
- 3 前条第2項に規定する事項の表示は、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。
- 4 容器又は包装に印刷する表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8 3 0 5 (1 9 6 2) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字としなければならない。

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 第3条に規定するもののほか、放射線を照射した製品(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)にあっては、その旨を容器又は包装の見やすい箇所に記載すること。

(表示禁止事項)

- 第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。
 - (1) 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
 - (2) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
 - (3) その他製品の品質を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

(その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準)

- 第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、販売業者は、生鮮食品の品質に関し表示する場合 には、別に農林水産大臣が定めるところによらなければならない。
- 2 第3条から前条まで及び前項に定めるもののほか、農林水産大臣が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の8第2項の規定に基づき定める品質に関する表示の基準に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

別表(第2条関係)

- 1 農産物(きのこ類、山菜類及びたけのこを含む。)
 - (1) 米穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。)

玄米、精米

- (2) 雑穀(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含む。) とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀
- (3) 豆類(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。)

大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類

(4) 野菜(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。)

根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜

(5) 果実(収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したもの及び単に冷凍したものを含む。)

かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果 実

2 畜産物

- (1) 肉類(単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び冷凍したものを含む。) 牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、やぎ肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類
- (2) 食用鳥卵(殻付きのものに限る。) 鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵
- 3 水産物(ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身(盛り合わせたものを除く。)、むき身、単に冷凍及び解凍したもの並びに生きたものを含む。)
 - (1) 魚類

淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類

(2) 貝類

しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ば かがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類

(3) 水産動物類

いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類 、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類

(4) 海産ほ乳動物類

鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類

(5) 海藻類

こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

附 則

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行 の日から施行する。
- 2 ブロッコリー、さといも、にんにく、根しょうが、生しいたけ、ごぼう、アスパラガス、さやえんどう及びたまねぎ以外の生鮮食品については、平成12年7月1日以後に販売されるものから適用する。

2.加工食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第513号)

(適用の範囲)

第1条 この基準は、加工食品(容器に入れ、又は包装されたものに限る。)に適用する。 (字美)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用	語	定	義			
加工食品		製造又は加工された飲食料品として別表 1 に摂	引げるものをいう。			
賞味期限		定められた方法により保存した場合において、	期待されるすべての品質の保			
		持が十分に可能であると認められる期限を示す	「年月日をいう。ただし、当該			
		期限を超えた場合であっても、これらの品質が	が保持されていることがあるも			
		のとする。				
消費期限		定められた方法により保存した場合において、	腐敗、変敗その他の品質の劣			
		化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがない	\と認められる期限を示す年月			
		日をいう。				

(一括表示事項)

- 第3条 加工食品の品質に関し、製造業者、加工包装業者又は輸入業者(販売業者が製造業者又は加工包装業者との合意等により製造業者又は加工包装業者に代わってその品質に関する表示を行うこととなっている場合にあっては、当該販売業者。以下「製造業者等」という。)が加工食品の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、飲食料品を製造し、若しくは加工し、一般消費者に直接販売する場合又は飲食料品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。
 - (1) 名称
 - (2) 原材料名
 - (3) 内容量
 - (4) 賞味期限
 - (5) 保存方法
 - (6) 製造業者等の氏名又は名称及び住所
- 2 固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの(固形量の管理が困難なものを除く。)にあっては、製造業者等がその缶又は瓶に一括して表示すべき事項は、前項第3号に掲げる事項に代えて、固形量及び内容総量とする。ただし、内容総量については、固形量と内容総量がおおむね同一の場合又は充てん液を加える主たる目的が内容物を保護するためのものである場合は、この限りでない。
- 3 固形物に充てん液を加え缶及び瓶以外の容器又は包装に密封したものにあっては、製造業者等がその缶及び瓶以外の容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項第3号に掲げる事項に代えて、固形量とすることができる。
- 4 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項第4号に掲げる事項に代えて、消費期限とする。
- 5 輸入品にあっては、製造業者等がその容器又は包装に一括して表示すべき事項は、第1項各号に 掲げるもののほか、原産国名とする。

6 第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあっては、同表の右欄 に掲げる表示事項を省略することができる。

区	分	表示事項
容器又は包装の面積が30㎡以下であ	るもの	原材料名、賞味期限又は消費期限
		及び保存方法
原材料が1種類のみであるもの(缶詰	及び食肉製品を除く。)	原材料名
内容量を外見上容易に識別できるもの	(特定商品の販売に係	内容量
る計量に関する政令(平成5年政令第	249号)第5条に掲	
げる特定商品を除く。)		
品質の変化が極めて少ないものとして	別表 2 に掲げるもの	賞味期限及び保存方法
常温で保存すること以外にその保存方	法に関し留意すべき特	保存方法
段の事項がないもの		

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項、同条第2項の固形量及び内容総量、同条第3項の固形量並びに同条第4項の消費期限の表示に際しては、製造業者等は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

<u>その内容を表す一般的な名称を記載すること。</u>ただし、別表3の左欄に掲げる加工食品以外の ものにあっては、それぞれ同表の右欄に掲げる規定により定められた名称を記載してはならない

(2) 原材料名

使用した原材料を、ア及びイの区分により、次に定めるところにより記載すること。

- ア 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、2種類以上の原材料からなる原材料(以下「複合原材料」という。)については、当該複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。この場合において、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満のとき又は複合原材料の名称からその原材料が明らかなときは、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。
- イ 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則(昭和 23年厚生省令第23号)第5条第1項第1号ホ及び第2号、第11項並びに第12項の規定に従い記載すること。
- ウ アの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあっては、同表の右欄 に掲げる名称をもって記載することができる。

区	分 名 称
食用油脂	「植物油」、「植物脂」若しくは
	「植物油脂」、「動物油」、「動
	物脂」若しくは「動物油脂」又は
	「加工油」、「加工脂」若しくは
	「加工油脂」
でん粉	「でん粉」
魚類及び魚肉(特定の種類の魚類	の名称を表示していない場 「魚」又は「魚肉」

合に限る。)	
家きん肉(食肉製品を除き、特定の種類の家きんの名称を表	「鳥肉」
示していない場合に限る。)	
無水結晶ぶどう糖、含水結晶ぶどう糖及び全糖ぶどう糖	「ぶどう糖」
ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖	「異性化液糖」
砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び	「砂糖混合異性化液糖」又は「砂
砂糖混合高果糖液糖	糖・異性化液糖」
香辛料及び香辛料エキス(既存添加物名簿(平成8年厚生省	「香辛料」又は「混合香辛料」
告示第120号)に掲げる食品添加物に該当するものを除き	
、原材料に占める重量の割合が2%以下のものに限る。)	
香辛野菜及びつまもの類並びにその加工品(原材料に占める	「香草」又は「混合香草」
重量の割合が2%以下のものに限る。)	
糖液をしん透させた果実(原材料に占める重量の割合が10	「糖果」
%以下のものに限る。)	

工 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「法」という。)第14条又は第15条の規定により格付された有機農産物(有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号)第3条に規定するものをいう。以下同じ。)又は有機農産物加工食品(有機農産物加工食品の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第60号)第3条に規定するものをいう。以下同じ。)を原材料とする場合には、当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を記載することができる。

(3) 内容量

特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる特定商品については、計量法(平成4年法律第51号)の規定により表示することとし、その他にあっては内容重量、内容体積又は内容数量を表示することとし、内容重量はグラム又はキログラムの単位で、内容体積はミリリットル又はリットルの単位で、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して記載すること。

(4) 固形量

固形量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(5) 内容総量

内容総量をグラム又はキログラムの単位で、単位を明記して記載すること。

(6) 消費期限又は賞味期限

消費期限又は賞味期限を、次に定めるところにより記載すること。

- ア 製造から消費期限又は賞味期限までの期間が3月以内のものにあっては、次の例のいずれかにより記載すること。ただし、(1)、(5)又は(I)の場合であって、「.」を印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月又は日が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載すること。
 - (ア) 平成12年4月1日
 - (1) 12.4.1
 - (9) 2000.4.1
 - (I) 00.4.1
- イ 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあっては、次に定めるところにより記載すること。
 - (ア) 次の例のいずれかにより記載すること。ただし、b、c又はdの場合であって、「.」を

印字することが困難であるときは、「.」を省略することができる。この場合において、月が1桁の場合は、2桁目は「0」と記載すること。

- a 平成12年4月
- b 12.4
- c 2000.4
- d 00.4
- (イ) (ア)の規定にかかわらず、アに定めるところにより記載することができる。
- (7) 保存方法

製品の特性に従って、「直射日光を避け、常温で保存すること」、「10 以下で保存すること」等と記載すること。

2 前条に規定する事項の表示は、別記様式により、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。ただし、容器又は包装を包装紙等で包装する場合又は紙箱等に入れる場合にあっては、包装紙等若しくは紙箱等に必要な表示をし、容器若しくは包装の表示が包装紙等若しくは紙箱等を透かして見えるようにし、又は包装紙等若しくは紙箱等で覆われないようにすること。

(特色のある原材料等の表示)

- 第5条 特定の原産地のもの、有機農産物、有機農産物加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載すること。ただし、その割合が100%である場合にあっては、割合の表示を省略することができる。
 - (1) 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合
 - (2) 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合(この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を記載すること。)
- 2 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料の製品に占める重量 の割合を当該表示に近接した箇所又は第3条第1項第2号の原材料名の次に括弧を付して記載する こと。

(表示禁止事項)

- 第6条 次に掲げる事項は、これを表示してはならない。
 - (1) 第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
 - (2) その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示
 - (3) 屋根型紙パック容器の上端の一部を一箇所切り欠いた表示(別表4の左欄に掲げる加工食品について、同表の右欄に掲げる方法により表示する場合を除く。)

(その他加工食品の品質に関する表示に係る基準)

- 第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、製造業者等は、加工食品の品質に関し表示する場合には、別に農林水産大臣が定めるところによらなければならない。
- 2 第3条から前条まで及び前項に定めるもののほか、農林水産大臣が法第19条の8第2項の規定 に基づき定める品質に関する表示の基準に別段の定めがあるときは、その定めるところによるもの とする。

別表1(第2条関係)

1 麦類

精麦

2 粉類

米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類

3 でん粉

小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、馬鈴しょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉

4 野菜加工品

野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜(漬物を除く。)、野菜漬物、野菜 冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品

5 果実加工品

果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、 その他の果実加工品

6 茶、コーヒー及びココアの調製品

茶、コーヒー製品、ココア製品

7 香辛料

ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン(桂皮)、クローブ(丁子)、ナツメグ(肉ずく)、サフラン、ローレル(月桂葉)、パプリカ、オールスパイス(百味こしょう)、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料

8 めん・パン類

めん類、パン類

9 穀類加工品

アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品

10 菓子類

ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類

11 豆類の調製品

あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆類、その他の豆類の調製品

1 2 砂糖類

砂糖、糖みつ、糖類

13 その他の農産加工品

こんにゃく、その他1から12に掲げるものに分類されない農産加工食品

1 4 食肉製品

加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品

15 酪農製品

牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、 アイスクリーム類、その他の酪農製品

16 加工卵製品

鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品

17 その他の畜産加工品

はちみつ、その他14から16に分類されない畜産加工食品

18 加工魚介類

素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、その他の加工魚介類

19 加工海藻類

こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その 他の加工海藻類

20 その他の水産加工食品

その他18及び19に分類されない水産加工食品

2 1 調味料及びスープ

食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、うま味調味料、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ

2 2 食用油脂

食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂

2 3 調理食品

調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品

2.4 その他の加工食品

イースト及びふくらし粉、植物性たん白及び調味植物性たん白、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、粉末ジュース、その他21から23に分類されない加工食品

2 5 飲料等

飲料水、清涼飲料、氷、その他の飲料

別表2(第3条関係)

- 1 でん粉
- 2 チューインガム及び冷菓
- 3 砂糖
- 4 アイスクリーム類
- 5 食塩及びうま味調味料
- 6 飲料水及び清涼飲料水(ガラス瓶入りのもの(紙栓をつけたものを除く。)又はポリエチレン 製容器入りのものに限る。)並びに氷

別表3(第4条関係)

加工食品	規定
トマト加工品	トマト加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1
	632号)第4条第1項第1号
乾しいたけ	乾しいたけ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第163
	3号)第4条第1号
にんじんジュース及びにん	にんじんジュース及びにんじんミックスジュース品質表示基準 (
じんミックスジュース	平成12年12月19日農林水産省告示第1634号)第3条第1号
乾燥マッシュポテト	乾燥マッシュポテト品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省
	告示第1635号)第4条第1項第1号
さくらんぼ砂糖漬け	さくらんぼ砂糖漬け品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省
	告示第1638号)第4条第1項第1号
即席めん類	即席めん類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第164
	1号)第4条第1項第1号
生タイプ即席めん	生タイプ即席めん品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告

	示第1642号)第4条第1項第1号			
マカロニ類	マカロニ類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第164			
	3号)第4条第1項第1号			
凍豆腐	凍豆腐品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1645号			
)第4条第1項第1号			
八ム類	八厶類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1647号			
)第4条第1項第1号			
プレスハム	プレスハム品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第164			
	8号)第4条第1項第1号			
混合プレスハム	混合プレスハム品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示			
	第1649号)第4条第1項第1号			
ソーセージ	ソーセージ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第165			
	0号)第4条第1項第1号			
混合ソーセージ	混合ソーセージ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示			
	第1651号)第4条第1項第1号			
ベーコン類	ベーコン類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第165			
	2号)第4条第1項第1号			
アイスクリーム	アイスクリーム品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示			
	第1654号)第4条第1項第1号			
特殊包装かまぼこ類	特殊包装かまぼこ類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省			
	告示第1656号)第4条第1項第1号			
魚肉ハム及び魚肉ソーセー	魚肉ハム及び魚肉ソーセージ品質表示基準(平成12年12月19日農			
ジ	林水産省告示第1658号)第4条第1項第1号			
削りぶし	削りぶし品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1659			
133 7.3. 0				
133 7 3 . 3	号)第4条第1項第1号			
うに加工品				
	号)第4条第1項第1号			
	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166			
うに加工品	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 0号)第4条第1項第1号			
うに加工品	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 0号)第4条第1項第1号 うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1			
うに加工品 うにあえもの 乾燥わかめ	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 0号)第4条第1項第1号 うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1 661号)第4条第1項第1号			
うに加工品	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 0号)第4条第1項第1号 うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1 661号)第4条第1項第1号 乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 2号)第3条第1号 塩蔵わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166			
うに加工品 うにあえもの 乾燥わかめ	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 0号)第4条第1項第1号 うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1 661号)第4条第1項第1号 乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 2号)第3条第1号			
うに加工品 うにあえもの 乾燥わかめ	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 0号)第4条第1項第1号 うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1 661号)第4条第1項第1号 乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 2号)第3条第1号 塩蔵わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 3号)第4条第1項第1号 みそ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1664号)			
うに加工品 うにあえもの 乾燥わかめ 塩蔵わかめ みそ	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 0号)第4条第1項第1号 うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1 661号)第4条第1項第1号 乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 2号)第3条第1号 塩蔵わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 3号)第4条第1項第1号 みそ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1664号) 第3条第1号			
うに加工品 うにあえもの 乾燥わかめ 塩蔵わかめ	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 0号)第4条第1項第1号 うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1 661号)第4条第1項第1号 乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 2号)第3条第1号 塩蔵わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 3号)第4条第1項第1号 みそ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1664号) 第3条第1号 しょうゆ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1665			
うに加工品 うにあえもの 乾燥わかめ 塩蔵わかめ みそ しょうゆ	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 0号)第4条第1項第1号 うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1 661号)第4条第1項第1号 乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 2号)第3条第1号 塩蔵わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 3号)第4条第1項第1号 みそ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1664号) 第3条第1号 しょうゆ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1665 号)第3条第1号			
うに加工品 うにあえもの 乾燥わかめ 塩蔵わかめ みそ	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1660号)第4条第1項第1号 うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1661号)第4条第1項第1号 乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1662号)第3条第1号 塩蔵わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1663号)第4条第1項第1号 みそ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1664号)第3条第1号 しょうゆ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1665号)第3条第1号			
うに加工品 うにあえもの 乾燥わかめ 塩蔵わかめ みそ しょうゆ ウスターソース類	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 0号)第4条第1項第1号 うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1 661号)第4条第1項第1号 乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 2号)第3条第1号 塩蔵わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 3号)第4条第1項第1号 みそ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1664号) 第3条第1号 しょうゆ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1665 号)第3条第1号 ウスターソース類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1665 号)第3条第1号			
うに加工品 うにあえもの 乾燥わかめ 塩蔵わかめ ウスターソース類 ドレッシング及びドレッシ	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1660号)第4条第1項第1号 うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1661号)第4条第1項第1号 乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1662号)第3条第1号 塩蔵わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1663号)第4条第1項第1号 みそ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1664号)第3条第1号 しょうゆ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1665号)第3条第1号 ウスターソース類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1666号)第3条第1号 ドレッシング品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1			
うに加工品 うにあえもの 乾燥わかめ 塩蔵わかめ みそ しょうゆ ウスターソース類	号)第4条第1項第1号 うに加工品品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 0号)第4条第1項第1号 うにあえもの品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1 661号)第4条第1項第1号 乾燥わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 2号)第3条第1号 塩蔵わかめ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166 3号)第4条第1項第1号 みそ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1664号) 第3条第1号 しょうゆ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1665 号)第3条第1号 ウスターソース類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1665 号)第3条第1号			

	第4条第1項第1号			
風味調味料	風味調味料品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第166			
	9号)第4条第1項第1号			
めん類等用つゆ	めん類等用つゆ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示			
	第1670号)第4条第1項第1号			
乾燥スープ	乾燥スープ品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第167			
	1号) 第4条第1項第1号			
食用植物油脂	食用植物油脂品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1			
	672号)第3条第1号			
精製ラード	精製ラード品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第167			
	3号)第3条第1号			
ショートニング	ショートニング品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示			
	第1674号)第3条第1号			
マーガリン類	マーガリン類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告示第1			
	675号)第4条第1項第1号			
チルドハンバーグステーキ	チルドハンバーグステーキ品質表示基準(平成12年12月19日農林			
	水産省告示第1677号)第4条第1項第1号			
チルドミートボール	チルドミートボール品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省			
	告示第1678号)第4条第1項第1号			
チルドぎょうざ類	チルドぎょうざ類品質表示基準(平成12年12月19日農林水産省告			
	示第1679号)第4条第1項第1号			
豆乳、調製豆乳及び豆乳飲	豆乳、調製豆乳及び豆乳飲料品質表示基準(平成12年12月19日農			
料	林水産省告示第1684号)第4条第1項第1号			

別表4(第6条関係)

加工食品	方 法
牛乳(乳及び乳製品の成分規格等に関	次の図に定めるところによる。
する省令(昭和26年厚生省令第52	6.
号)第2条第3項に規定するものをい	25 25
う。)	12mm~13mm

別記様式(第4条関係)

からしかれていても	ゎ゙゙゚゚゚゚ゕゖゖゖ			
名 称				
原材料名				
内 容 量				
固形量				
内容総量				
賞味期限				
保存方法				
原産国名				
製造者				

備考

- 1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。
- 2 表示に用いる文字は、日本工業規格 Z 8 3 0 5 (1 9 6 2) に規定する 8 ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね 1 5 0 cm以下のものにあっては、日本工業規格 Z 8 3 0 5 (1 9 6 2) に規定する 5 . 5 ポイントから 7 . 5 ポイントまでの大きさの活字とすることができる。
- 3 表示しない項目にあっては、この様式中その項目を省略すること。
- 4 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて「品名」、「種類別」又は「種類別名称」と記載することができる。
- 5 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。
- 6 品質が急速に変化しやすく製造後速やかに消費すべきものにあっては、この様式中「賞味期限」を「消費期限」とすること。
- 7 表示を行う者が加工包装業者である場合にあっては、この様式中「製造者」を「加工者」とすること。
- 8 表示を行う者が販売業者である場合にあっては、この様式中「製造者」を「販売者」とすること。
- 9 輸入品にあっては、8にかかわらず、この様式中「製造者」を「輸入者」とすること。
- 10 この様式は、縦書とすることができる。
- 1 1 この様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 12 法第19条の8第2項の規定に基づき制定された品質に関する表示の基準に定められた一括表示事項、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第10条の規定に基づく公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項は、枠内に記載することができる。

附 則

- 1 この告示は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する 法律による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の8第1項の規 定に基づき品質に関する表示の基準が定められている農林物資以外の農林物資については、平成1

3年4月1日以後に製造、加工又は輸入されるものから適用する。

附 則(平成12年12月19日農林水産省告示第1630号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年9月28日農林水産省告示第1336号)

この告示は、公布の日から起算して7日を経過した日から施行する。

附 則(平成15年7月31日農林水産省告示第1108号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以前に製造、加工又は輸入された加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることができる。
- 3 平成17年7月31日以前に製造、加工又は輸入される加工食品の品質に関する表示については、この告示による改正前の加工食品品質表示基準の規定の例によることができる。

附 則(平成15年9月10日農林水産省告示第1402号)

この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。